

工事担任者関連制度について

平成30年5月24日

IPネットワーク設備委員会
事務局

電気通信設備の安全・信頼性の確保に関する制度

1

- 通信サービスを提供する上での基盤となる電気通信設備について、サービス中断等の事故が発生した場合、国民生活や社会経済活動に深刻な影響を与えかねないため、安全・信頼性確保に関する制度を設けている。

強制基準

技術基準

<事業用電気通信設備の技術基準>

事業用電気通信設備規則(耐震対策、防火対策、停電対策 等)

<利用者が接続する端末設備等の接続の技術基準>

端末設備等規則(安全性、電氣的条件、責任の分界 等)

自主基準

管理規程

<事業者ごとの特性に応じた基準>

業務管理者の職務、組織内外の連携、事故の報告、記録、措置、周知 等

ガイドライン

安全・信頼性基準

<努力目標として、全ての電気通信事業者の指標となる基準>

ソフトウェアの品質検証、事故状況等の情報公開、ネットワーク運用管理(運用基準の設定、委託保守管理) 等

監督責任

電気通信設備統括管理者

<経営レベルの設備管理>

経営陣から選任、事故防止対策に主体的に関与

電気通信主任技術者

<事業用電気通信設備の「工事、維持・運用」を監督>

電気通信事業者は資格者証の交付を受けている者を選任し事業用電気通信設備に関して監督させる

工事担任者

<端末設備等の「接続の工事」を実施等>

利用者は資格者証の交付を受けている者に端末設備等の接続に係る工事を実施又は実地で監督させる

報告義務

事故報告

<事故の影響度に応じ、期限内に所定の様式で報告>

重大な事故…30日以内に、事故の概要、原因、再発防止策等を詳細に報告
四半期事故…四半期ごとに、事故の概要を選択肢式で報告

利用者が接続する端末設備等の接続の技術基準

1 技術基準の考え方

電気通信事業法では、事業者の電気通信回線設備に接続して使用する端末設備が次の3つの事項を確保するものとして、総務省令に定める技術基準に適合することを求めている。

電気通信事業法(第52条第2項)

- 1) 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること
- 2) 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること
- 3) 電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界を明確であるようにすること

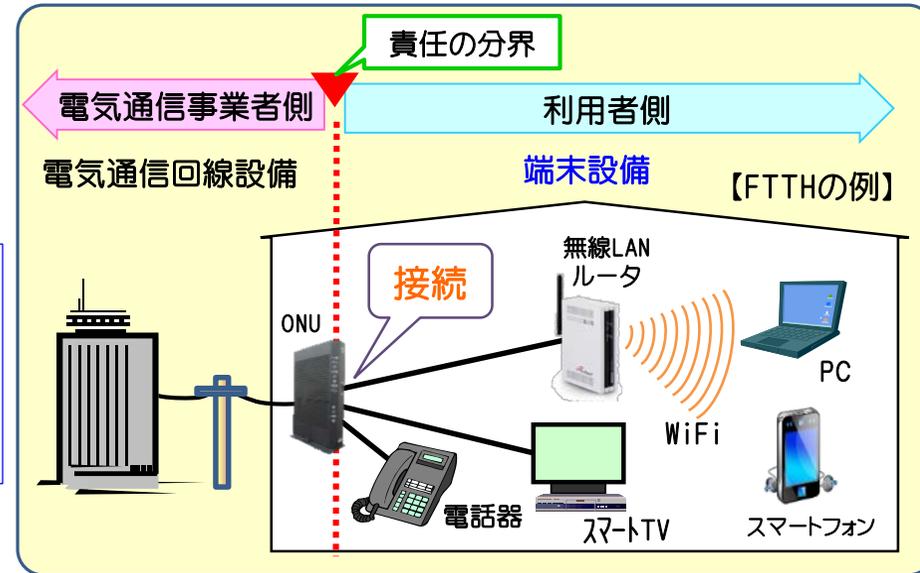
- 「端末設備」は、電気通信回線設備の一部に接続される電気通信設備であって、その設置の場所が同一構内又は同一建物内であるもの。
- 「自営電気通信設備」は、電力会社や鉄道会社等の自営通信システムなど端末設備以外のものであって、電気通信役務の提供に用いるものではない電気通信設備。「自営電気通信設備」の接続の技術基準は、端末設備に係るものを準用。

2 端末設備の接続と技術基準の確保

電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたとき、その接続が技術基準に適合しない場合等を除き、その請求を拒むことができない。

利用者は、技術基準に適合し表示(技適マーク)が付された適合表示端末機器を接続する場合等を除き、電気通信事業者による接続の検査を受け、技術基準に適合する端末設備と認められなければ、当該設備を使用できない。

また、利用者は、端末設備を電気通信回線設備に接続するとき、これに係る工事を工事担任者に行わせ、又は監督させる必要がある。(適合表示端末機器等の接続の方式が告示*で定めるプラグジャックや電波等である場合は不要)



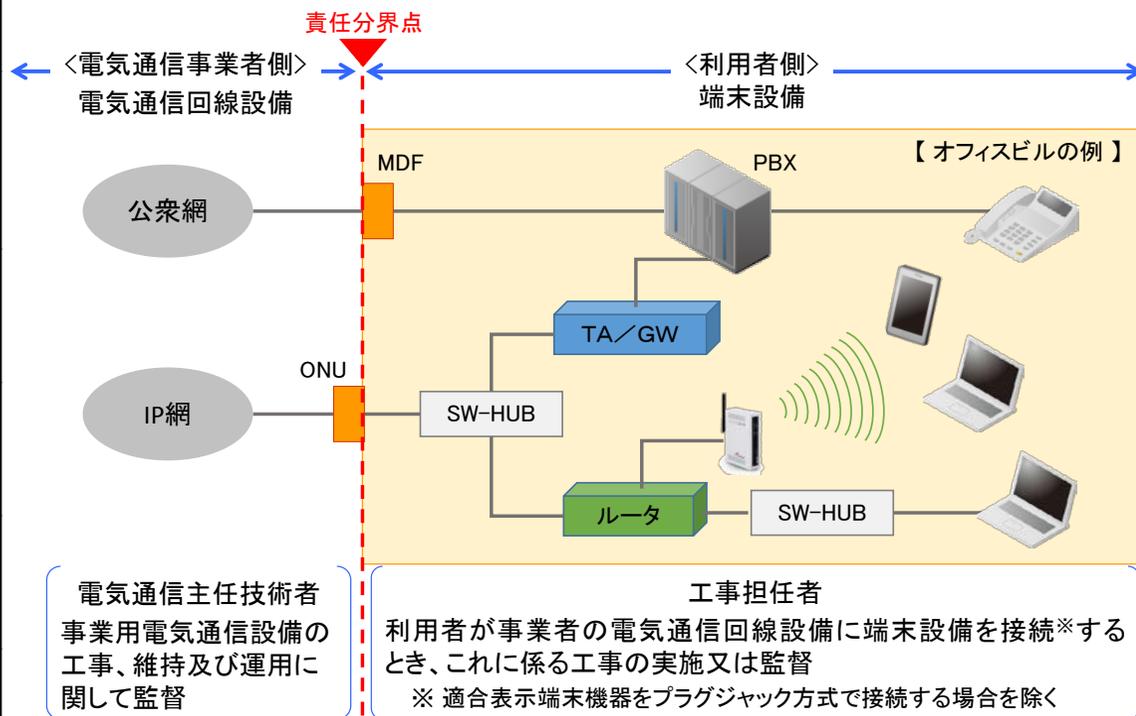
- 技術基準は**端末設備**に適用
 - 技術基準適合認定等は**端末機器***が対象
- ※ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第3条で定める種類の端末設備の機器

工事担任者資格

- 利用者は端末設備又は自営電気通信設備を事業者の電気通信回線設備に接続するとき、これに係る工事を工事担任者に実施又は実地で監督させる必要がある。工事担任者は、接続及びこれに伴う調整、並びに屋内配線の設置工事など端末設備等の接続により通信が可能となる一切の工事について責任を負うことになる。
(ただし、適合表示端末機器等の接続の方式が告示*で定めるプラグジャックや電波等であるときには、工事担任者による接続の工事は不要)
- 工事担任者資格は、工事を行う範囲に応じて資格が区分されている。

※工事担任者規則第3条第3号の規定に基づく工事担任者を要しない端末機器の接続方法(郵政省告示第224号 昭和60年4月1日制定)

資格区分	工事の範囲
AI第一種	アナログ回線及びISDN回線に端末設備等を接続するための工事全て
AI第二種	50回線(内線200回線)以下のアナログ回線及び64kbps換算で50回線以下のISDN回線に端末設備等を接続するための工事
AI第三種	1回線のアナログ回線及び基本インターフェースが1回線のISDN回線に端末設備等を接続するための工事
DD第一種	デジタル回線(ただしISDN回線を除く)に端末設備等を接続するための工事(以下、DD種の工事)全て
DD第二種	DD種の工事の内、100Mbps以下(ただしインターネット接続工事の場合は1Gbps以下)の工事
DD第三種	DD種の工事の内、1Gbps以下のインターネット接続工事
AI・DD総合種	アナログ回線及びデジタル回線に端末設備等を接続するための工事全て



- IoTの普及に伴い、電気通信回線設備に接続される端末設備が多種多様となる中、工事担任者に求められる役割はどうあるべきか。
- また、工事担任者が習得すべきスキルは何か。
- 求められる役割、スキルの変化に伴い、試験制度や資格区分の見直しが必要ではないか。